

設 計 書

荒井浜簡易水道事業

量水器 (鉛レス水道メーター)

品 名 定格最大流量・計量範囲・口径	数 量	単 価	小 計	納 入 期 限	備 考
水道メーター Q3 = 2.5 R=100 口径13mm	4 個	円	円	第1回納入 11月21日	いずれも新品メーター 乾式直読式、 パッキン付き
水道メーター Q3 = 2.5 R=100 口径13mm	136 個	円	円	第2回納入 3月19日	
水道メーター Q3 = 4.0 R=100 口径20mm	2 個	円	円	第2回納入 3月19日	
合 計 (税抜き)	142 個	/	円		

消 費 税 円

合計金額 (税込) 円

内 訳 書

	水道	荒井浜 簡水	公共	農排	計	刻印番号
口径13mm ねじ込み式		4個			4個	A7-001 ~ A7-004
口径13mm ねじ込み式		136個			136個	A8-001 ~ A8-136
口径20mm ねじ込み式		2個			2個	A8-201 ~ A8-202

納入期限及び支払い方法 別途指示による

納入場所 胎内市荒井浜1011番地1 荒井浜区事務所

その他 入札書には、積算表の合計（税抜き）に相当する金額を記載すること。
落札者は、各単価が分かる内訳書を入札後に提出すること。

量水器購入仕様書

1. 品 名 量水器 口径 13 mm及び 20 mm

2. 用 途 荒井浜区の給水契約者の使用水量測定に使用する。

3. 数量及び刻印 別紙内訳書のとおり

4. 適用法令及び適用規格等

(1) 水道メーターの構造及び材質は、使用目的に適した強度及び耐久性を有し、かつ水質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。

(2) 水道メーター納入者が製造し納入する水道メーターは、以下の法令その他関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。

1) 計量法関係

- ① 計量法（平成4年法律第51号）
- ② 計量法施行令（平成5年政令第329号）
- ③ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
- ④ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
- ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

2) 水道法関係

- ① 水道法（昭和32年法律第177号）
- ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ③ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

3) 日本産業規格及びその引用規格（最新版を引用する）

4) その他関連する法令等

(3) 水道メーターは計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受けるか、または検査を行ない、計量法第72条第1項に規定する検定証印または計量法第96条第1項に規定する基準適合証印いずれかの証印が付されたものでなければならない。検定または検査は、納入期限日の属する月かその前月に実施すること。

(4) 水道メーターの特性・主要寸法等

口径	流量値 (m ³ /h)				計量範囲 Q3/Q1=R	全長 (mm)
	定格最小 流量Q1	転移流量 Q2: Q1×1.6	定格最大 流量Q3	限界流量 Q4: Q3×1.25		
φ 13 mm	0.025	0.040	2.5	3.13	100	100
φ 20 mm	0.040	0.064	4.0	5.00	100	190

(5) 水道メーターの上ケース及び下ケースの材質は鉛フリー銅合金とする。材質の種類、適用規格及び材質記号は下記表に示すいずれかとする。

鉛フリー銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
JIS H 5120	一般用青銅鋳物6種	CAC406	無記号
	シルジソ青銅鋳物4種	CAC804	E
	ビスマス青銅鋳物1種	CAC901	B
	ビスマス青銅鋳物2種	CAC902	
	ビスマス青銅鋳物5種	CAC905	
	ビスマス青銅鋳物8種	CAC909	
	ビスマスセレン青銅鋳物1種	CAC911	

(6) 水道メーターの蓋及びケースには口径を、蓋には検定満期を表示すること。また蓋の色はブルー系とし、内訳書に記載した刻印番号を市が指定する部分に鮮明に刻印すること。

(7) 附属品としてメーター1個にパッキン2枚を添付すること。

5. 保証事項

納入された水道メーターが検定合格品であっても、使用に際して異常（早動、遅動、不動、指針表示部分の曇りや結露等）が発見された場合は、明らかに使用者の責めが原因でない限り、納入者の責任において直ちに原因究明を行うこととし、その結果に応じて、納入者の負担により再調整または新品に取り替えるものとする。（当該メーター取替えにかかる費用も納入者の負担とする。）またメーターの品質に疑義が生じた場合、メーターの製造工程等の確認を行う場合がある。

6. 納入場所 胎内市荒井浜1011番地1 荒井浜区事務所

7. 納入期限 第1回納入 令和7年11月21日（金）まで
第2回納入 令和8年 3月19日（木）まで

8. 支払い方法 支払については、納入・検収完了後、請求書を提出いただいた日から起算して30日以内に、指定された金融機関口座へ銀行振込により支払います。なお、振込手数料は当方の負担とします。

9. その他

(1) 入札書には、積算表の合計（税抜き）に相当する金額を記載すること。
落札者は、各単価が分かる内訳書を入札後に提出すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、荒井浜区と納入者が協議すること。